資 料 編

1　名護市の地域特性

1　名護市の概況

❶ 位置と面積

名護市は、沖縄本島の北部に位置しており、県都である那覇市から約 64 ㎞の距離にあります。東側は太平洋、西側は東シナ海に面しており、北東は大宜味村・東村、北西は今帰仁村・本部町、南西は恩納村・宜野座村に接し、東西 25 ㎞、南北 20 ㎞の総面積 210.91 ㎢と、竹富町、石垣市に次いで、県下 3 番目の面積を有します。

位置図

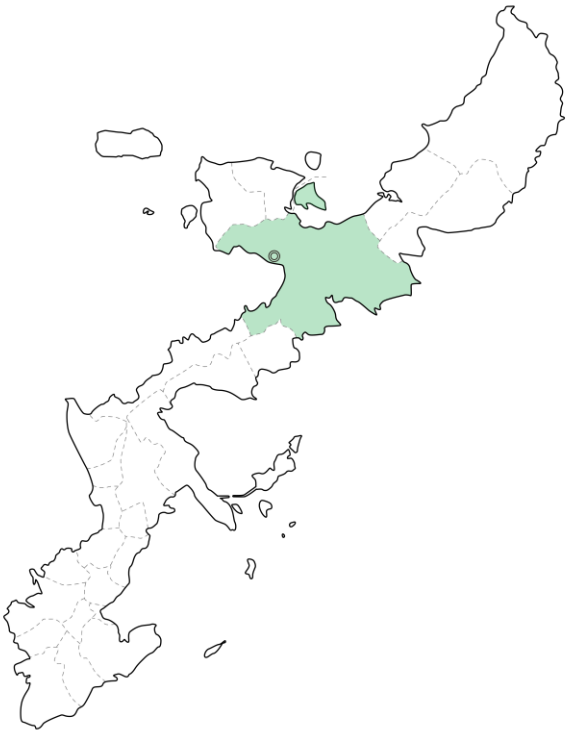

❷ 気象・気候

名護市は、沖縄県の他地域と同様に湿潤亜熱帯性の気候区分に属します。黒潮の強い影響化にあることから冬季も比較的温暖で、年間を通じて寒暖の差が少なく、過去 30 年間（統計期間：1989 年～2018 年）の年平均気温は 22.7℃、年平均降水量は 2074.5mm となっており、5 月、6 月、8 月、9 月に多い傾向となっています。平成 30（2018）年の年間平均気温は 23.0℃、年間降水量は 2325.0mm、年間平均湿度は 79%となっています。

❸ 地形・地質

名護市の地形は、標高 300m～400m級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいます。また、沖縄本島から西側へ突き出した本部半島には嘉津宇岳、八重岳等の本部山地があり、その両者に挟まれた位置に台地や低地が広がり、北は屋我地島に囲まれた羽地内海、南は名護湾となっています。

地質については、国頭層群で大きく二分され、国頭山地の東側はおおむね嘉陽層で、西側は名護層となっています。これらとは別に、本部半島の付け根付近には、琉球層群の国頭礫層や沖積層、砂岩層等もみられます。

❹ 河川・海岸

名護市域には多くの河川が存在し、概して急勾配の短小ですが水量に恵まれ、県内の重要な上水供給源となっています。また、河川は生物の生息の場としても大切であり、自然のシステムの中で山と海をつなぐ循環系の役割を果たしていることでも重要です。

名護市の海岸は、東シナ海及び太平洋の２大面に面し、その海岸は長く変化に富んでいます。海域にはサンゴ礁が発達し、外側に自然の防波堤、内側にイノーが形成されています。イノーは豊かな生態系を育み、沖縄の自然風土を形づくる大切な要素です。海岸部はリゾート・レクリエーション資源としても高く評価されています。

❺ 沿革

行政区域については、以下のように変遷しています。

年	具体的な動き
明治 41（1908）年	国頭郡が島嶼町村制を施行し、名護・羽地・久志の３間切が、名護村・羽地村・久志村になる。
大正 12（1923）年	久志村の北部地域が東村として分立する。
大正 13（1924）年	名護村が町制を施行し、名護町が発足する。
昭和 21（1946）年	名護町から北西部地域（屋部・宇茂佐・中山・旭川・勝山・山入端・安和）が屋部村として分立する。また、羽地村から屋我地島地域（屋我・我部・饒平名・済井出・運天原）が屋我地村として分立する。
昭和 45（1970）年	名護町・羽地村・屋部村・久志村・屋我地村の５町村が合併し、名護市が誕生する。

❻ 5 地域の特徴

旧町村単位である名護・羽地・屋部・久志・屋我地の 5 地域は、それぞれ個性的な地域特性があり、豊かで魅力的な地域資源を有します。

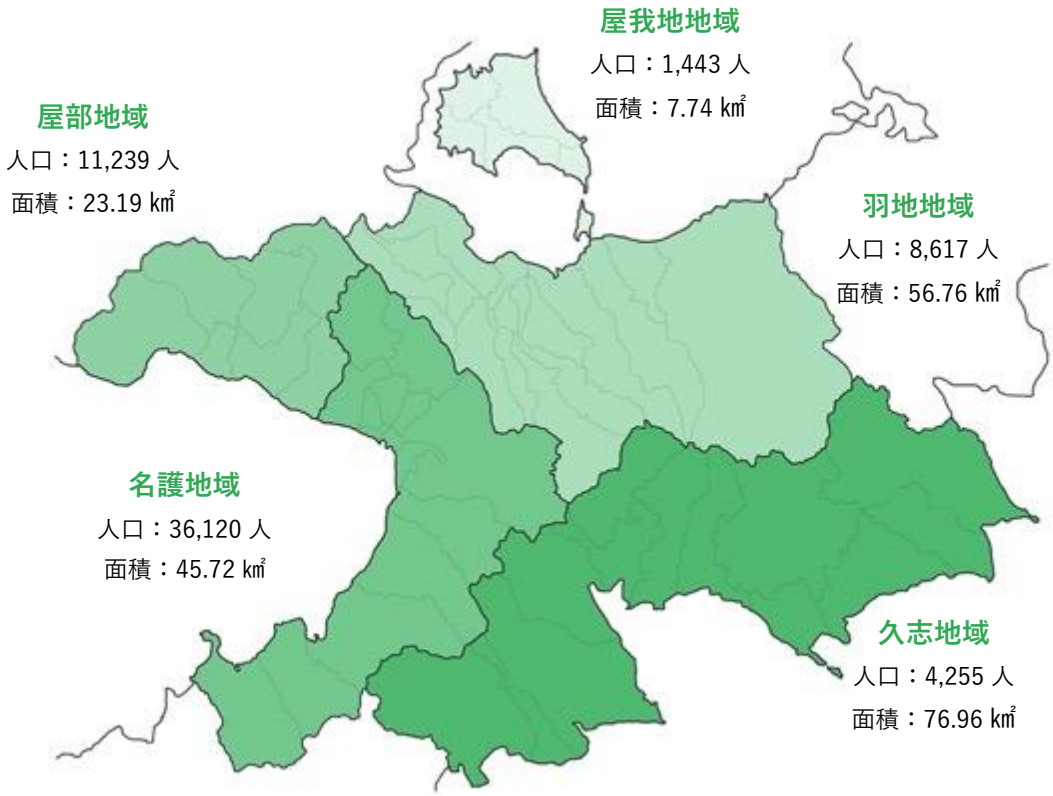

資料：国勢調査（平成 27 年）

※地域別面積は平成 22 年 3 月 1 日時点の面積であり、本文中の面積（平成 30 年 10 月 1 日時点）とは異なる。

5 地域の主な特徴

地域	主な特徴
名　護	古くから北部の交通の要衝として栄え、商業、医療、教育、観光レクリエーション、行政等の都市機能が集積し、名護市の 6 割の人口が集中する中心地。
羽　地	市街地の北部に位置し、広い地域内には農業基盤が整備され、比較的大規模な農地が広がっている。北側は羽地内海に面し、南側はやんばるの森という自然豊かな地域。
屋　部	市街地に近い宇茂佐区は宅地化が進んでいるが、その他の地域は緑多い良好な集落が点在している。北部には嘉津宇岳といった自然環境保全地域が広がっている。
久　志	東海岸北側に位置する二見 10 区は、地域の大半が丘陵地であり、美しい海岸線とやんばるの森を有している。また、東海岸南側に位置する久辺 3 区は、米軍基地に隣接する集落で、金融・情報通信産業の企業誘致が進められている。
屋我地	東シナ海と羽地内海の間に位置し、全域を国定公園に指定された島。島の外周部に 5 つの集落が点在し、内陸部はサトウキビやパイン等の農地が大規模に広がっている。

2 人口・世帯の状況

近年の名護市の総人口は、平成２（1990）年以降増加を続けており、平成 27（2015）年の国勢調査ベースでは、61,674 人となっています。

また、年齢構成の推移をみると、平成２（1990）年は年少人口（0～14 歳）が 26.1%、高齢者人口（65 歳以上）が 11.4%だったものが、平成 27（2015）年には年少人口が 17.3%、高齢者人口が 19.7%と、全国よりも遅いペースで少子高齢化が進行しています。

総人口の推移

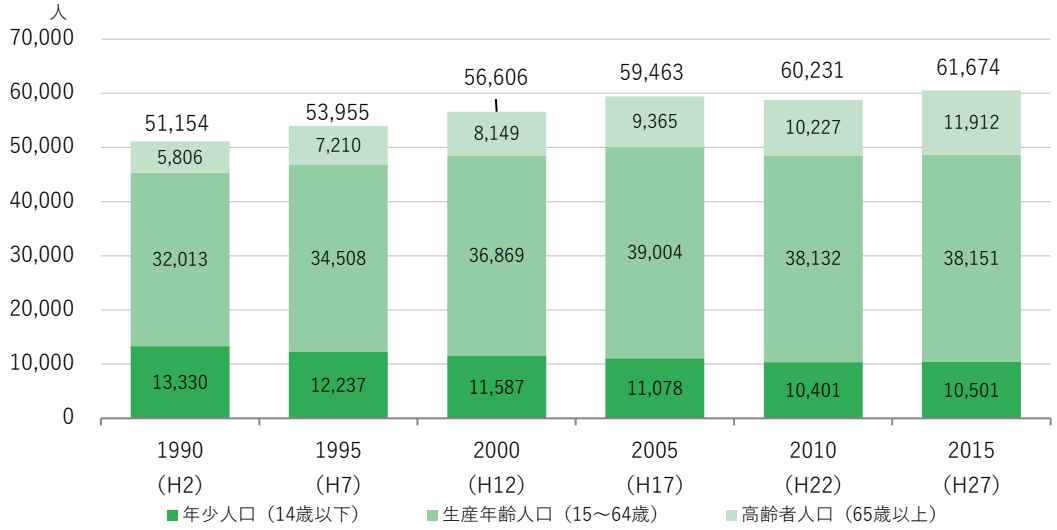

資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）

年齢３区分比率の推移

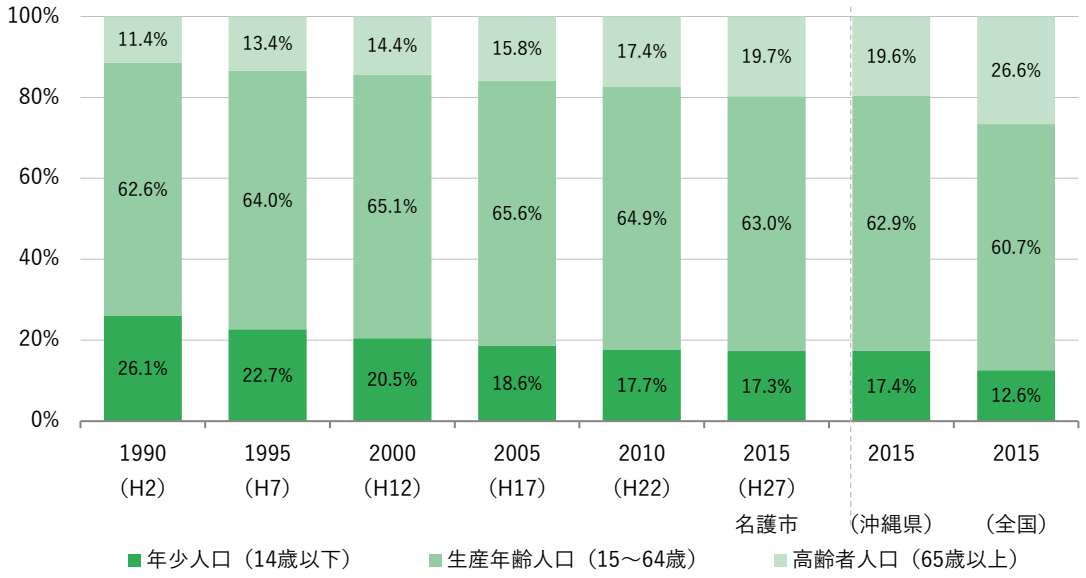

資料：国勢調査（端数処理の関係で、合計が 100%を超える場合がある）

年齢別人口構成をみると、55～64 歳や 35～44 歳の年齢層に加え、10 代後半の年齢層で多くなっています。名護市内に大学や高等専門学校、専修学校等の教育機関が立地していることが要因として考えられます。

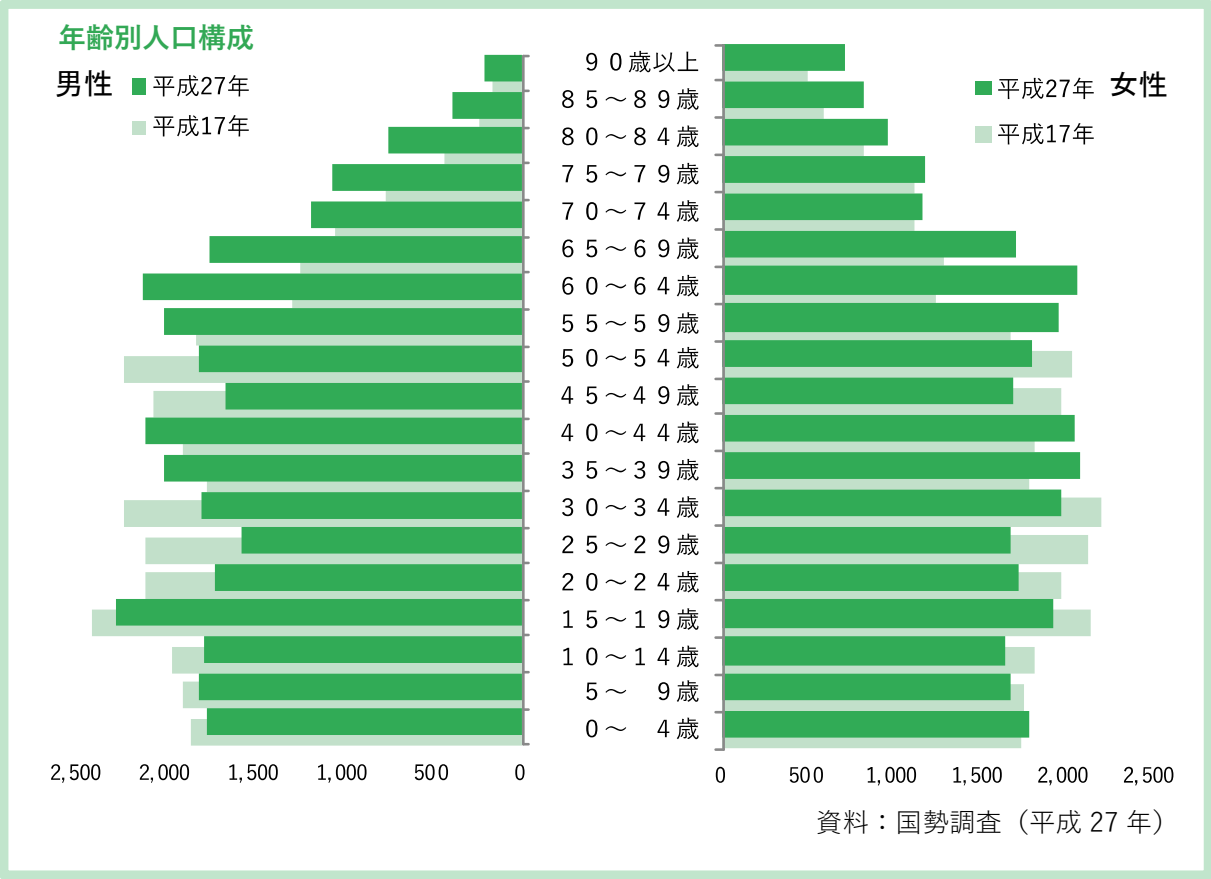

世帯数の推移をみると、増加の一途をたどっており、平成 27（2015）年では 26,076 世帯となっています。1 世帯あたりの人数は、平成 2（1990）年の 3.18 人から平成 27（2015）年では 2.28 人となっており、世帯構成人数が減少していることがうかがえます。

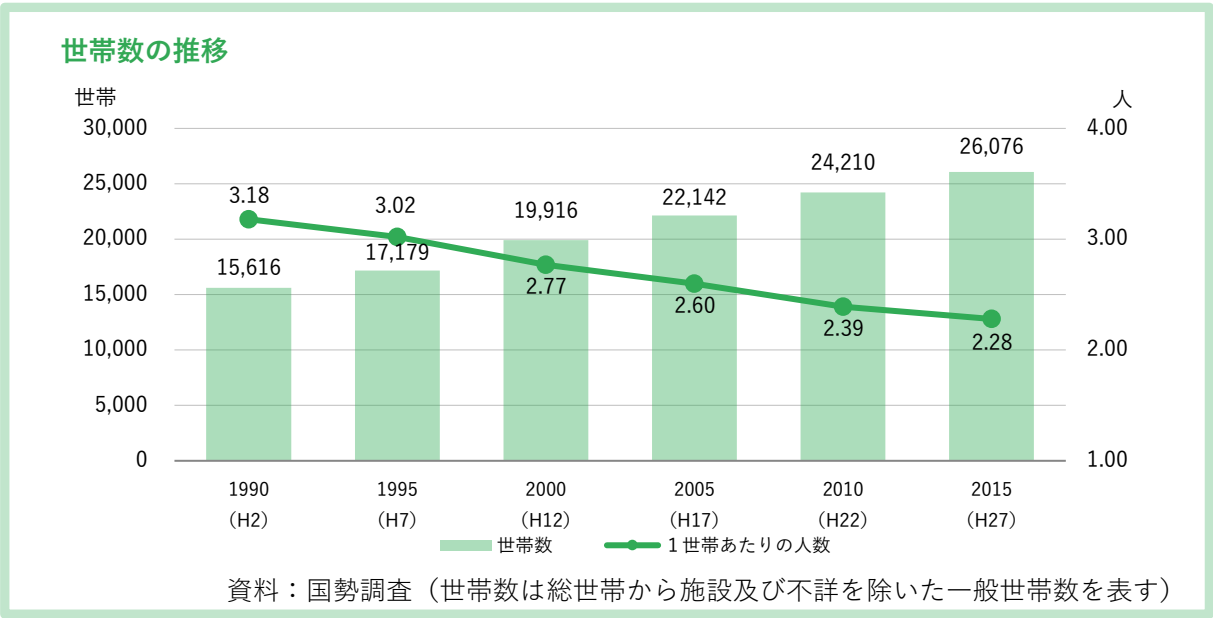

3 産業の状況

産業別就業者比率を沖縄県及び全国と比較すると、第一次産業の割合が沖縄県及び全国を上回っています。

また、産業別就業者数では、医療・福祉や卸・小売業、宿泊・飲食業で就業者数が多くなっています。特化係数においては、鉱業・採石業等が 5.9 と非常に高くなっています。

産業別就業者比率の状況

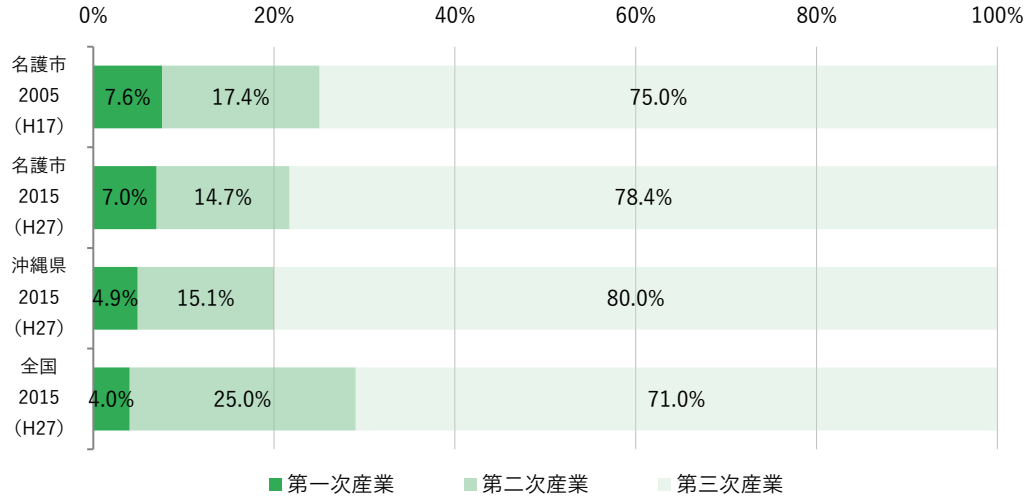

※「分類不能の産業」を除いた総数における構成比　　資料：国勢調査（平成 27 年）

産業分類別就業者数と特化係数

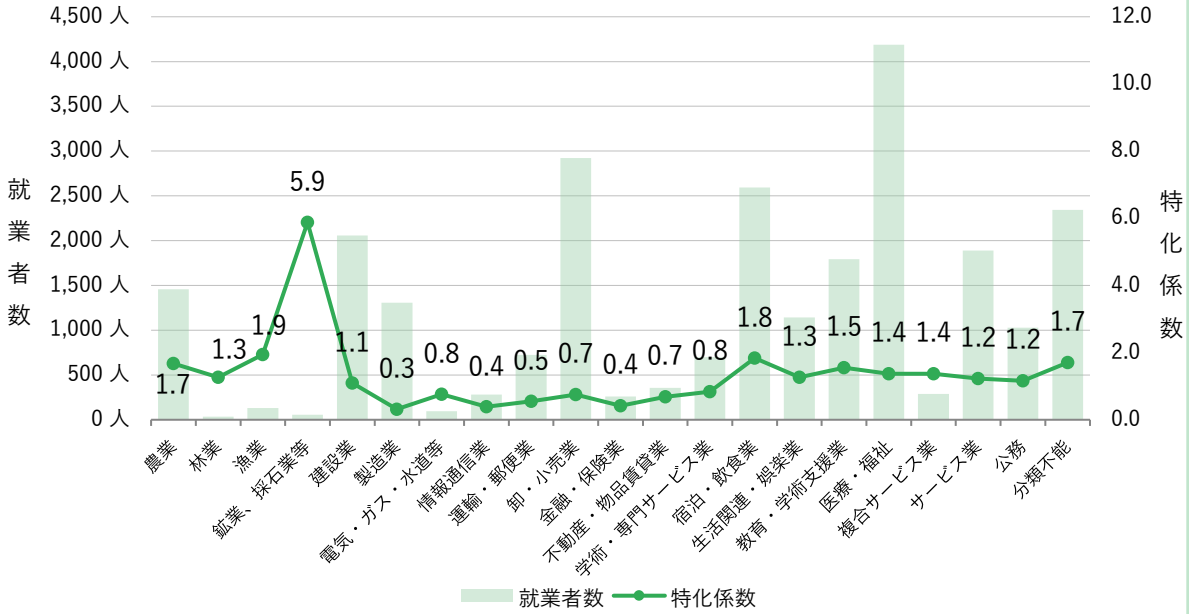

資料：国勢調査（平成 27 年）

※特化係数：名護市の産業分類別就業者比率を全国の比率で割ったもの。地域産業の日本国内における強みを表したもの。

2　名護市を取巻く社会潮流

近年の社会潮流の大きな変化に伴い、地方自治体を取巻く環境も大きな変化を受けるため、名護市のまちづくりの方向性を考える上で、こうした状況の変化を的確に把握していく必要があります。ここでは、名護市に関係して特に重要と思われる以下の 7 点について、現状を整理します。

1　急速に進む人口減少・少子高齢社会への対応

日本の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,809 万人をピークに減少に転じ、人口減少社会に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、令和 11（2029）年には総人口が 1 億 2 千万人を下回ると見込まれています。

また、令和 7（2025）年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上という本格的な超高齢社会を迎えることになります。

沖縄県は、全国よりも人口減少・少子高齢化の進行は遅いものの、平成 30（2018）年には超高齢社会が到来しており、令和 12（2030）年には人口が減少に転じると予測されています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済の縮小や税収の減少、社会保障費の増大、地域コミュニティ機能の低下など、地方を中心に社会・経済のあらゆる面への深刻な影響が想定され、その対策は我が国における喫緊かつ最重要課題の一つとなっています。

国は、東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的・持続的な社会を創生するため、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に力を入れています。

2　ライフスタイルや価値観の多様化とコミュニティの変貌

社会環境の変化に伴い、人々の意識や価値観は多様化し、これまでの経済的・物質的な豊かさより、精神的なやすらぎや生活の質を重要視する傾向が強まっています。また、育児や介護などの個人の置かれた状況やライフスタイルの多様化により、仕事と暮らしの最適なバランスを求めて、多様な働き方を選択するニーズが高まっています。

一億総活躍社会の実現に向け、国では「働き方改革」を推進しており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や「多様で柔軟な働き方」が社会全体に広がることが期待されています。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化をはじめ、少子高齢化の進行や都市化の進展等により、地域コミュニティの変貌が進んでおり、高齢者や障がい者等の社会的弱者への日頃の見守りや、災害時における地域での助け合いなど、地域が本来持っている相互扶助機能の低下が懸念されています。

沖縄県では、「ユイマール」といわれる相互扶助精神が受け継がれてきましたが、近年は地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進んでいます。

3　第４次産業革命による技術革新の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的な向上により、インターネットは、コミュニケーション、情報の発信・収集、商品・サービスの購入・取引など、生活や産業のあらゆる面で欠かせない社会インフラとなっています。また、ICT の向上を背景に、民泊やカーシェアリングといった、個人間でシェア（貸借・売買・提供）していく新しい経済の動き（シェアリングエコノミー）も広がっています。

更に、ビッグデータや AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボットなどを駆使した技術革新も急速に進んでおり、これまでになかった新たな価値観の創出やあらゆる可能性が実現されていく時代が到来することが予測されています。

こうした技術革新は「第４次産業革命」と言われ、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービスなどの幅広い分野に活用され、更には人々の働き方やライフスタイルにも大きく影響を与えていくと考えられています。

特に、島嶼県という物理的・地理的課題にある沖縄県においては、多方面にわたる ICT の活用が、豊かな市民生活の実現や地域経済の活性化により寄与するものと期待されています。

4　持続可能な社会に向けた関心の高まり

化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は近年増加傾向にあります。地球温暖化への影響は年々顕在化しており、洪水や干ばつ等の異常気象が生じているなど、地球環境への負荷低減が全世界共通の課題として掲げられています。

また、東日本大震災における原発事故を契機に、エネルギーに対する関心が高まっており、省エネルギーの徹底的な推進と再生可能エネルギーの開発・普及が重要視されています。

平成 27（2015）年の国連サミットでは、国際社会共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、先進国・発展途上国を問わず、様々な取組みがはじまっています。「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を踏まえ、多様な個性を受け入れるとともに、市民・企業・行政といったあらゆる主体が連携しあいながら、様々な課題に対して世界共通の視点で関わっていくことが求められています。

沖縄県内でも、恩納村が SDGs の達成に向けた優れた取組みを提案する「SDGs 未来都市」に採択されるなど、SDGs を実践する動きが少しずつ広がってきています。

5 安全・安心がより重視される時代

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震の発生、集中豪雨による土石流被害や浸水被害などの自然災害が日本各地で多発していることから、人々の防災に対する意識が急速に高まっています。また、今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震が発生すると予測され、関東から九州・沖縄地方まで、広範囲にわたり大きな被害がもたらされると想定されています。特に、周囲を海に囲まれている沖縄県では、津波や台風による高潮などによる浸水被害の防止に向けた取組みが強く求められています。

災害から身を守るためには、自らの安全は自らで守る「自助」、地域の人たちで助け合う「共助」、行政や関係機関などで取り組む「公助」を適切に機能させることにより、被害をできる限り最小限にする「減災」へとつなげることが重要となっています。

一方、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺、インターネット犯罪、食品偽装や薬物混入等の「食」の安全を揺るがす事件等も発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

6 地域経済を取巻く環境の変化

地球規模でのネットワーク化の進展に伴い、農産物の輸出入や流通の拡大など、経済のグローバル化が急速に進んでいます。経済のグローバル化により、地域間・国際間の交流が一層活発になると同時に、海外との産業競争が高まり、生産拠点の海外移転による国内産業の空洞化など、我が国を取巻く経済環境は依然として厳しい状況となっています。

一方、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は、近年急速に増加しており、平成30（2018）年には3,000万人を突破するようになりました。国では、東京オリンピックが開かれる令和2（2020）年に4,000万人、令和12（2030）年には6,000万人を目標に掲げていますが、交流人口の拡大は、地域の活性化に繋がるものと期待されています。

沖縄県では、世界水準の観光リゾート地の形成を目指しており、外国人旅行者数が平成30（2018）年に300万人を突破するなど、特にアジア圏からの旅行者が急増しています。

雇用の面については、団塊世代の退職により労働力人口が減少するなか、在宅勤務や雇用関係によらない就業などの多様な働き方や、女性・高齢者・障がい者等の就労促進を図るとともに、AI や IoT、ロボットの活用などによる労働力人口の減少を補っていくことが期待されています。

7 地方分権の進展と行財政運営の健全化

地方分権改革により、国から地方へ様々な権限や財源の移譲が進む中、住民に最も身近な地方自治体の役割は増大し、これまで以上に自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、地方の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収入等の減少や高齢化の進行による社会保障費の増大など、厳しさを増すことが予想されます。また、高度経済成長期以降に整備された道路や橋梁、上・下水道、その他の公共施設等の社会資本は、建設後すでに 30～50 年の期間が経過しており、老朽化の進行による維持管理・更新費の増大が見込まれています。

こうした厳しい財政状況の中で、地方分権の時代に即した持続可能なまちづくりを進めていくためには、これまで以上に行財政改革や財政健全化を推進していく必要があります。沖縄県の場合は、歴史的・地理的・自然的・社会的な特殊事情を有しているため、国の責務を明確にしつつ、沖縄の実情にあった行財政システムの構築が求められています。

更に、市民や団体、事業者等と連携し、地域の特色や独自性を活かした協働のまちづくりを進めていくことが重要となっています。

3　名護市のこれまで 50 年の歩み

年	主な出来事 ●国内　◎沖縄県　○名護市	名護市 総合計画
昭和 45(1970)年	○名護市誕生	
昭和 47(1972)年	◎沖縄が祖国復帰 ◎第 1 次沖縄振興開発計画スタート（～昭和 56 年） ●札幌オリンピック冬季競技大会	
昭和 48(1973)年	●第一次オイルショック　◎沖縄特別国体（若夏国体）開催	<第 1 次計画> 昭和 48(1973)年～ 昭和 62(1987)年
昭和 50(1975)年	◎沖縄国際海洋博覧会の開催 ○沖縄自動車道（石川～許田）の開通	
昭和 54(1979)年	●第二次オイルショック	
昭和 56(1981)年	○新市庁舎落成	
昭和 57(1982)年	◎第 2 次沖縄振興開発計画スタート（～平成 3 年）	
昭和 59(1984)年	○名護博物館オープン	
昭和 60(1985)年	○名護市民会館オープン	
昭和 61(1986)年	●バブル経済のはじまり　○アメリカハワイ州ヒロと姉妹都市提携	
昭和 62(1987)年	●リゾート法の制定	
昭和 63(1988)年	○岩手県松尾村（現：八幡平市）と友好都市を締結	<第 2 次計画> 昭和 63(1988)年～ 平成 10(1998)年
平成 2 (1990)年	○北海道滝川市と友好親善都市締結 ○21 世紀の森体育館オープン	
平成 3 (1991)年	●バブル経済の崩壊　○北部地区医師会病院開設	
平成 4 (1992)年	◎第 3 次沖縄振興開発計画スタート（～平成 13 年） ○北部広域市町村圏事務組合設立	
平成 6 (1994)年	○名桜大学が開校	
平成 7 (1995)年	●阪神・淡路大震災発生	
平成 9 (1997)年	●京都議定書の採択　○大阪府枚方市と友好都市締結 ○ひんぷんガジュマルが国の天然記念物に指定 ○名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票	
平成 10(1998)年	●長野オリンピック・パラリンピック冬季競技大会 ○ブラジルロンドリーナ市と姉妹都市締結	
平成 11(1999)年	○名護市マルチメディア館落成 ○市立中央図書館落成	<第 3 次計画> 平成 11(1999)年～ 平成 20(2008)年
平成 12(2000)年	◎第 26 回主要国首脳会議（通称：九州・沖縄サミット）」の開催	
平成 14(2002)年	◎沖縄振興計画スタート（～平成 23 年） ○「金融業務特別地区・情報通信産業特別地区」の指定 ○国立沖縄工業高等専門学校開学	
平成 15(2003)年	◎沖縄都市モノレール（ゆいレール）開業	
平成 17(2005)年	○古宇利大橋開通	
平成 19(2007)年	○岩手県八幡平市と友好都市締結	
平成 20(2008)年	●リーマンショック	
平成 21(2009)年	○群馬県館林市と友好都市締結	<第 4 次計画> 平成 21(2009)年～ 令和元(2019)年
平成 23(2011)年	●東日本大震災発生 ○市営市場リニューアルグランドオープン	
平成 24(2012)年	◎沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）スタート（～令和3年） ○エフエムやんばる開局	
平成 28(2016)年	●熊本地震発生	
平成 30(2018)年	○なごアグリパークグランドオープン	
令和元(2019)年	●新元号「令和」スタート	
令和 2 (2020)年	○名護市制 50 周年	<第 5 次計画> 令和 2 (2020)年～ 令和 11(2029)年

4　第４次名護市総合計画の総括

平成 21（2009）年から令和元（2019）年までの第４次名護市総合計画のまちづくりについて、各課の施策評価、市民アンケート等を踏まえ、第４次計画の６つの政策ごとに振り返り、「これまでの取組み」と「現況と課題」ごとに総括しました。

1　支え合いの心で結ぶ 笑顔あふれるまち

＜これまでの取組み＞

○　保育施設の新設や定員増等により、各種保育サービスが充実され、待機児童についても解消に向けた取組みが図られました。また、ひとり親家庭への支援や児童虐待防止に向けたネットワークの充実も図られました。

○　高齢者福祉や障がい者福祉については、国の様々な制度改正に的確に対応し、多様な介護サービスや福祉サービスの充実が図られました。

＜現況と課題＞

○　各種サービスについては、サービスを支えるマンパワーが不足している状況です。

○　待機児童については、保育士不足等により抜本的な解消には至っていない状況にあり、保育士確保に向けた取組み等が必要となっています。

○　生活習慣病の増加が名護市の医療費を押し上げる状況が依然続いており、健康寿命の延伸に向けて、ライフステージに応じたさらなる健康づくりや食育の推進が求められます。

○　地域・医療・福祉等が更に連携し、地域包括ケアの充実が求められており、誰もが安心して暮らせるよう、身近な地域で相談できる環境づくりに努める必要があります。

○　医師不足等による診療制限など、不安定な状況が続いており、医療体制の充実が求められています。

2　ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち

＜これまでの取組み＞

○　学校教育については、学校施設の耐震化の完了や、保護者や地域住民等の意向を踏まえた学校運営の充実、更に保幼小の連携促進など成果が見られました。

○　スポーツ・レクリエーション活動や文化活動では、各種教室やイベント等の充実が図られ、スポーツ関係では参加者数が増加傾向になりました。

＜現況と課題＞

○　学校教育については、学力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域・社会の連携、協働体制の充実、新学校給食センターの早期運用開始が求められます。

○　社会教育については、地域で活動する社会教育団体の担い手不足が顕在化しており、今

後さらなる会員の確保や各種団体で実施している事業の統合化などが求められます。

○　公民館や図書館の機能充実や利便性の向上を図るとともに、誰もが生きがいを持って楽しく学び、学んだ内容やスキルを地域に還元できる仕組みづくりが求められます。

○　スポーツ・レクリエーション活動や文化活動では、指導者の育成や施設の老朽化対策等が求められます。また、地域に伝わる伝統文化・芸能については、担い手の確保やアーカイブ化が必要となっています。

3　自然の力を活かし創るエコな自立型産業のまち

<これまでの取組み>

○　観光振興では、様々な観光魅力づくりや観光プロモーションの充実が図られました。

○　雇用創出や就労支援については、経済金融活性化特別地区並びに情報通信産業特別地区において企業の集積が図られ、新たな雇用の創出や税収の確保等の成果が見られました。また、産業支援センター内のインキュベーション施設が設置されたことにより、起業支援も図られました。

○　農林水産業については、耕畜連携を図り、６次産業化を推進するための施設の整備や耐候型ハウスの導入等、ハード面の充実が図られました。更に農業の担い手の方々に対する各種支援事業を展開しています。

<現況と課題>

○　観光振興では、県内最大の観光施設である「美ら海水族館」の通過地点となっており、外国人観光客への対応や旅行ニーズの変化を捉えた新たな方策の実施などが求められます。

○　商工業の振興では、観光需要も取り込んだ中心市街地の活性化や、若者が集う魅力的なまちづくり等への支援が必要となっています。また、地域循環型経済の推進についても検討が必要となっています。

○　経済金融活性化特別地区等の特区制度は時限立法のため、制度の延伸について要望するとともに、名護市に立地する企業のニーズに合った魅力ある取組みの検討が求められます。

○　農林水産業については、担い手の確保や産官学等連携による特産品開発・ブランド化、６次産業化、観光プログラム化などが求められます。

4　人の和でつくる　自然と都市が調和した快適なまち

<これまでの取組み>

○　都市計画については、自然環境と調和した適正な土地利用の誘導等に努めてきました。

○　居住環境の整備については、土地区画整理事業や市営住宅の新築及び建替事業等を着実に実施してきました。

○　上水道については、計画的な水道施設の拡充整備や有収率の向上に努めてきました。

○　下水道については、計画的な下水道施設の整備を進め、接続率向上に努めてきました。
○　環境対策については、環境イベントや環境学習等により環境意識の向上が図られており、ごみの再資源化（リサイクル）率が高くなっています。
○　防災・救急体制については、消防庁舎の高台移転、防災行政無線のデジタル化移行やハザードマップの更新が行われてきました。
○　防犯対策については、関係機関と連携したチラシ配布等各種啓発活動を実施しました。また、防犯灯の設置や市立小中学校、繁華街及び名護浦公園（21 世紀の森）内への防犯カメラの設置により防犯対策の推進が図られました。
○　交通安全運動の継続した取組みにより、交通事故発生件数は減少傾向にあります。

<現況と課題>

○　都市計画については、違法な開発行為は依然行われており、市民と連携した監視体制の強化やさらなる適正な規制・誘導が求められます。
○　道路・交通ネットワークについては、効果的・効率的に市道整備及び老朽化が進む橋梁等の補修･更新を実施することが求められている中､財源の確保が課題となっています。また、交通弱者等の移動手段を確保するため、各地域の実情に適した公共交通システムの導入を検討する必要があります。
○　高齢者や国内外からの観光客の交通事故発生件数が増加傾向にあることから、高齢者や観光客向けの交通安全対策が必要となっています。
○　居住環境の整備については、今後増加する空き家対策が求められます。
○　上下水道事業を継続的に実施するためには、老朽化した施設の計画的な更新・耐震化等の長寿命化対策工事を行う必要があります。また、上下水道事業の経営の健全化を図るため、上水道の有収率や下水道への接続率向上、事務の効率化等を実施する必要があります。
○　環境対策については､地域等と連携した不法投棄監視体制の強化が必要となっています。
○　防災拠点として位置付けられる市役所本庁舎の老朽化や防災行政無線整備後の難聴解消が課題となっています。
○　新たな災害警戒区域の指定などもあり、今後もハザードマップ更新が必要となります。
○　消防・防災体制の整備・充実については、消防水利整備率が低い地域への設置が求められます。
○　救急救助体制の充実については、救急出動の増加に伴い、車両や人員体制も含め、消防力の強化を図る必要があります。
○　防災･救急体制については､救命講習受講者数の増加や自主防災組織の設置率向上など､市民や地域、事業者等と連携した取組みの充実が求められます。
○　防犯対策については、通学路等での子どもへの声掛け事案が依然として多く発生していることから、子どもたちを守る取組みが必要となっています。

5 健全な行財政運営と協働のまち

<これまでの取組み>

○ 読みやすく親しまれる市広報の充実や市ホームページのアクセシビリティーなど、市政情報の提供について一定の成果が見られました。

○ パブリックコメントや市長への手紙等により、広聴の充実も図られました。

○ 各種助成事業の充実により、地域が主体となった様々な地域活性化の事業が行われました。

○ 行政運営については、組織改正等による効率的な組織体制の構築や行政ニーズに対応できる職員の育成、行政の情報化を推進する情報基盤の整備等が図られました。

○ 財政運営については、市税や国民健康保険税の徴収（収納）率の改善が図られました。

<現況と課題>

○ 過疎地域を中心に、地域自治を担う各区の担い手不足が顕在化しており、社会教育団体との連携など、持続可能な区のあり方を模索する必要があります。

○ 男女共同参画については、地域や庁内において女性が活躍する場の充実が求められます。

○ 財政運営については、扶助費や実施計画（既決分）が予算の多額を占め、更に今後公共施設等の維持管理・更新費の増大が見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことが予測されます。

6 基地問題への対応

<これまでの取組み>

○ 実弾射撃訓練や航空機から生じる騒音被害等に対し、市独自に騒音測定器を設置し、また基地苦情 110 番を設けて広く騒音等の情報収集に努め、沖縄防衛局を通じて米軍に申し入れを行う等の対応をしてきました。

○ 基地から派生する諸問題の解決に向けては、「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の枠組みに参加するなど、沖縄県、県内基地所在市町村とも連携して要請活動を行ってきました。

<現況と課題>

○ 普天間飛行場の代替施設については、工事がはじまった中でその手続きについて国と県の間で複数の訴訟に発展しております。

○ 第 4 次総合計画の期間中、キャンプ・ハンセンの一部が返還されましたが、依然として市域の約 10 パーセントを米軍基地が占めている現状を踏まえ、今後も米軍基地から何等かの問題が派生することも予測され、これに対応する必要があります。

5　策定体制

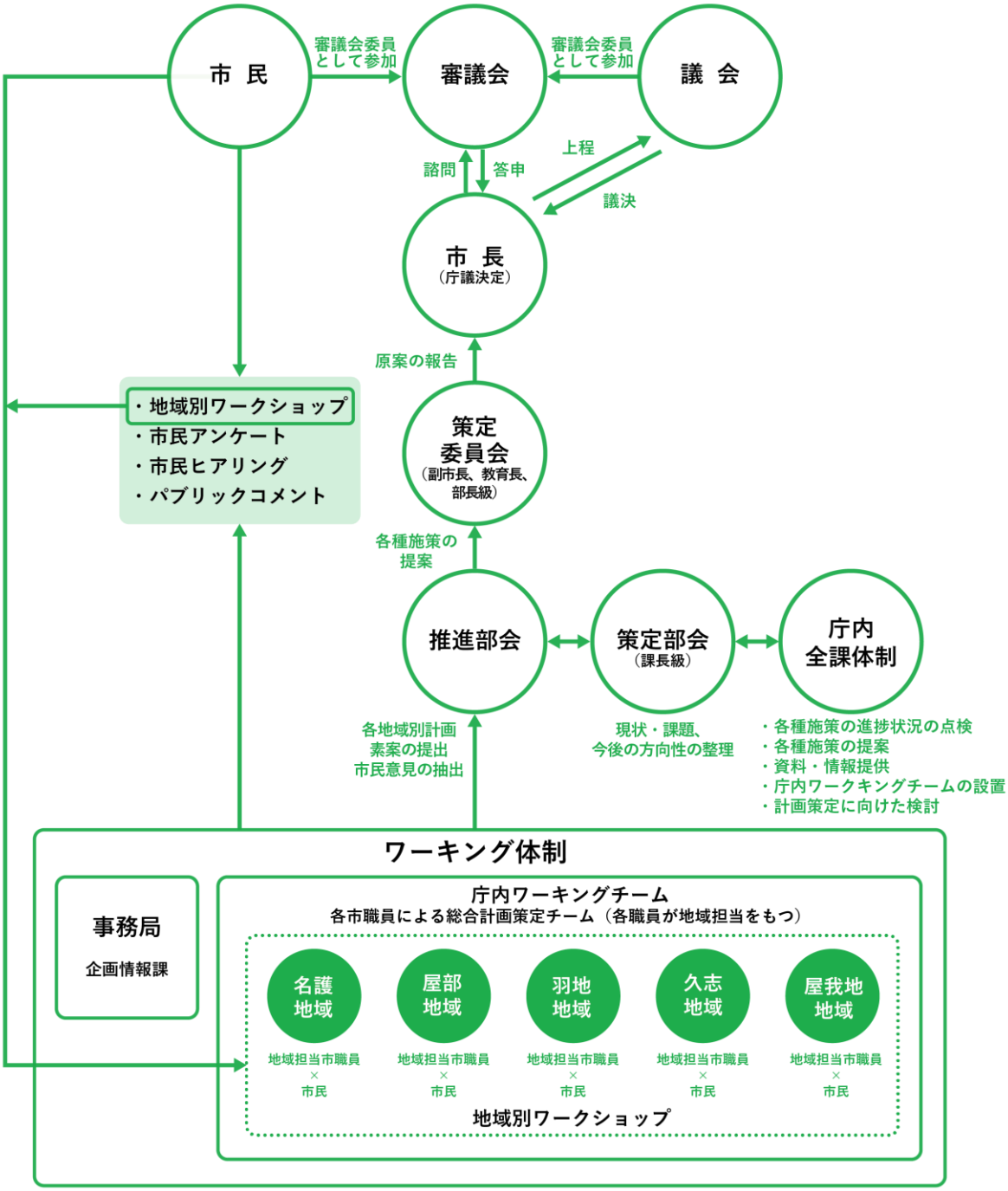
市　民
審議会委員として参加
審議会
審議会委員として参加
議　会
上程
議決
諮問
答申
市　長
（庁議決定）
原案の報告
策定委員会
（副市長、教育長、部長級）
各種施策の提案
推進部会
策定部会
（課長級）
庁内全課体制
・地域別ワークショップ
・市民アンケート
・市民ヒアリング
・パブリックコメント
各地域別計画素案の提出
市民意見の抽出
現状・課題、今後の方向性の整理
・各種施策の進捗状況の点検
・各種施策の提案
・資料・情報提供
・庁内ワークキングチームの設置
・計画策定に向けた検討
ワーキング体制
事務局
企画情報課
庁内ワーキングチーム
各市職員による総合計画策定チーム（各職員が地域担当をもつ）
名護地域
屋部地域
羽地地域
久志地域
屋我地地域
地域担当市職員×市民
地域別ワークショップ

6　策定経過

月　　日	会議名	内　　容
2018 年		
4 月 23 日	地域ヒアリングスタート	各地域の現状把握
5 月 16 日	市職員全体研修	50 年を見据えた計画づくり、住民参画の意義
5 月 29 日	総合計画策定ワーキングチーム（以下「策定 WT」という。）募集開始	
6 月 19 日	第 4 次総合計画後期基本計画調査シート各課依頼	評価・検証
7 月 3 日	第 4 次総合計画後期基本計画調査シート各課提出締め切り	
7 月 30 日	計画策定に係る庁内各課ヒアリング開始	評価検証、第 4 次振返り第 5 次策定に向けて
8 月 2 日	第 1 回策定 WT 研修	オリエンテーション、ヒアリング研修他
8 月 6 日	市民ヒアリング開始	各地域の現状把握
9 月 12 日	第 2 回策定 WT 研修	ファシリテーション研修他
10 月 22 日	総合計画まちづくり交流会	市民と策定 WT のまちづくりに対する意見交換会
10 月 23 日	第 3 回策定 WT 研修	ファシリテーション研修他
11 月 13 日	よってたかってゆんたく（以下「ゆんたく」という。）1（名護地域）	計画策定に係る各地域別でのワークショップ（以下「WS」という。）
11 月 14 日	ゆんたく 1（羽地地域、屋我地地域）	計画策定に係る各地域別での WS
11 月 26 日	ゆんたく 1（久志地域①、屋部地域）	計画策定に係る各地域別での WS
11 月 27 日	ゆんたく 1（久志地域②）	計画策定に係る各地域別での WS
11 月 28 日	第 4 回策定 WT 研修	ゆんたく 1 振返り・共有他
12 月 27 日	第 5 回策定 WT 研修	ゆんたく 2 プログラム検討他
2019 年		
1 月 17 日	パネル展開始（@本庁ロビー）	ゆんたく 1 内容共有及び活動周知、ゆんたく 2 開催周知
1 月 25 日	第 6 回策定 WT 研修	ゆんたく 2 に向けファシリテーション研修他
1 月 26 日，27 日	パネル展（@桜祭会場）	ゆんたく 1 の振返り及び活動周知、ゆんたく 2 開催周知
2 月 1 日	パネル展終了（@庁舎ロビー）	
2 月 2 日	ゆんたくカフェイベント（久志地域）	商業施設等にて活動周知及び広く意見を募る
〃	ゆんたく 2（久志地域）	計画策定に係る各地域別での WS
2 月 3 日	ゆんたくカフェイベント（羽地地域）	商業施設等にて活動周知及び広く意見を募る
〃	ゆんたくカフェイベント（屋部地域）	商業施設等にて活動周知及び広く意見を募る
〃	ゆんたく 2（羽地地域）	計画策定に係る各地域別での WS
2 月 8 日	ゆんたく 2（屋部地域）	計画策定に係る各地域別での WS
2 月 9 日	ゆんたくカフェイベント（屋我地地域）	商業施設等にて活動周知及び広く意見を募る
〃	ゆんたく 2（屋我地地域）	計画策定に係る各地域別での WS
2 月 11 日	ゆんたくカフェイベント（名護地域）	商業施設等にて活動周知及び広く意見を募る
〃	ゆんたく 2（名護地域）	計画策定に係る各地域別での WS
3 月 1 日	第 7 回策定 WT 研修	ゆんたく 2 振返り・共有他
3 月 10 日	市民アンケート発送	
3 月 25 日	市民アンケート提出締め切り	
4 月 9 日	第 8 回策定 WT 研修	地域別計画内容確認他
4 月 22 日	市職員全体研修	時代潮流と住民参画、これまでの取組みの共有
4 月 23 日	ゆんたく 3	これまでの各地域のゆんたくからまとめた地域別計画案を一同に会して共有
5 月 10 日	第 9 回策定 WT 研修	ゆんたく 3 振返り・共有、地域別計画内容確認他
5 月 14 日	パネル展（@庁舎ロビー、各支所）開始	これまでの活動からまとめた地域別計画案の周知、ゆんたく 4 開催周知
5 月 20 日	ゆんたく 4（名護地域）	計画策定に係る各地域別での WS
〃	計画策定庁内合同 WS	ゆんたくの内容を踏まえ、計画策定に向けた WS
5 月 21 日	ゆんたく 4（屋我地地域、久志地域①）	計画策定に係る各地域別でのワークショップ
〃	計画策定庁内合同 WS	ゆんたくの内容を踏まえ、計画策定に向けた WS

月　　日	会議名	内　　容
2019 年		
5 月 22 日	ゆんたく 4 （久志地域②）	計画策定に係る各地域別でのワークショップ
〃	計画策定庁内合同 WS	ゆんたくの内容を踏まえ、計画策定に向けた WS
5 月 23 日	ゆんたく 4 （屋部）	計画策定に係る各地域別でのワークショップ
〃	計画策定庁内合同 WS	ゆんたくの内容を踏まえ、計画策定に向けた WS
5 月 24 日	ゆんたく 4 （羽地）	計画策定に係る各地域別での WS
〃	計画策定庁内合同 WS	ゆんたくの内容を踏まえ、計画策定に向けた WS
6 月 27 日	第 1 回総合計画策定業務推進部会	辞令交付、部会業務内容確認他
7 月 3 日	第 2 回総合計画策定業務推進部会	計画策定概要確認他
7 月 5 日	第 3 回総合計画策定業務推進部会	基本構想案確認、各課作業依頼他
7 月 16 日	第 1 回総合計画策定委員会	計画策定概要確認、基本構想案確認他
7 月 23 日	第 1 回総合計画審議会	委嘱状交付、諮問、総合計画概要確認他
7 月 24 日	第 4 回総合計画策定業務推進部会	各課作業進捗確認、基本構想案確認他
7 月 29 日	第 2 回総合計画策定委員会	基本構想案確認他
8 月 5 日	第 3 回総合計画策定委員会	基本構想案確認他
8 月 7 日	第 2 回総合計画審議会	基本構想案審議他
8 月 14 日	例規審議委員会（総合計画策定条例）	
8 月 16 日	9 月定例会議員勉強会	策定条例、総合計画概要他
8 月 20 日	9 月定例会議員勉強会	策定条例、総合計画概要他
8 月 28 日	総合計画策定部会（庁内合同 WS）	施策推進に係る連携先の見える化
8 月 29 日	総合計画策定部会（庁内合同 WS）	施策推進に係る連携先の見える化
8 月 30 日	総合計画策定部会（庁内合同 WS）	施策推進に係る連携先の見える化
9 月 5 日	第 196 回定例会へ総合計画策定条例を上程	
9 月 6 日	第 5 回総合計画策定業務推進部会	基本構想案確認他
9 月 17 日	第 6 回総合計画策定業務推進部会	基本構想案確認、基本計画概要確認他
9 月 24 日	第 4 回総合計画策定委員会	基本構想案確認他
9 月 26 日	第 196 回定例会で総合計画策定条例可決	
9 月 26 日	総合計画策定庁内合同 WS	
9 月 27 日	総合計画策定庁内合同 WS	
9 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会	基本構想案確認他
10 月 8 日	第 3 回総合計画審議会	基本構想案審議他
10 月 10 日	第 7 回総合計画策定業務推進部会	基本構想案確認、基本計画策定各課作業確認他
10 月 21 日	第 6 回総合計画策定委員会	基本計画案内容確認他
10 月 23 日	第 8 回総合計画策定業務推進部会	基本計画案内容確認他
10 月 24 日	12 月定例会議員勉強会	基本構想他
10 月 25 日	12 月定例会議員勉強会	基本構想他
10 月 29 日	第 4 回総合計画審議会	基本計画案審議他
11 月 1 日	第 9 回総合計画策定業務推進部会	基本計画案内容確認他
11 月 8 日	第 7 回総合計画策定委員会	基本計画案確認他
11 月 12 日	第 5 回総合計画審議会	基本計画案審議、答申案審議他
11 月 18 日	総合計画審議会答申	山里総合計画審議会会長から渡具知市長へ
11 月 27 日	12 月定例会議員勉強会	基本構想、基本計画他
11 月 28 日	12 月定例会議員勉強会	基本構想、基本計画他
12 月 5 日	第 197 回定例会へ基本構想及び基本計画を上程	継続審議（特別委員会付託となる）
12 月 17 日	第 1 回総合計画検討特別委員会	委員会日程他
2020 年		
1 月 10 日	第 1 0 回総合計画策定業務推進部会	特別委員会対応について
1 月 15 日	第 2 回総合計画検討特別委員会（1 日目）	基本構想、基本計画政策 1 ・政策 2 （当局対応）
1 月 22 日	第 2 回総合計画検討特別委員会（2 日目）	基本計画政策 3 ・政策 4 ・政策 5 （当局対応）
1 月 29 日	第 2 回総合計画検討特別委員会（3 日目）	基本計画政策 6 ・政策 7 （当局対応）
2 月 5 日	第 2 回総合計画検討特別委員会（4 日目）	総合計画全般最終審議（当局対応）
2 月 10 日	第 3 回総合計画検討特別委員会	委員会審議
2 月 13 日	第 4 回総合計画検討特別委員会	委員会審議
2 月 17 日	臨時議会で可決	

7　諮問

名企情第　216号
令和元年7月23日

名護市総合計画審議会　御中

名護市
市長　渡具知　武豊

第5次名護市総合計画について（諮問）

名護市総合計画審議会条例（1971年条例第8号）第2条の規定に基づき、第5次名護市総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

記

審議事項：第5次名護市総合計画基本構想案及び前期基本計画案について

（諮問理由）

これまで名護市においては、4次にわたる総合計画を策定し、「共生」「自治」「協働」を基本理念に名護市のまちづくりに取り組んできました。

近年の国や地方を取り巻く社会潮流は、急速な人口減少・少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化とコミュニティの変容、高度情報化の進展、産業・雇用構造の変化、社会資本老朽化の進行など、刻一刻と変化してきており、本市においてもさまざまな地域課題が顕在化してきています。

一方で、地方分権の流れの中、平成23（2011）年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想策定の義務はなくなりましたが、これまで以上に自立した自治体経営と地域特性を生かした総合的なまちづくりが必要不可欠となっています。

また、令和2（2020）年には、本市の市制50周年を迎えます。先人たちが築き上げてきた本市のこれまでの50年を振り返り、大切にするとともに、市政の取り巻く環境の大きな変化を見通しながら、これからの50年先を見据えた10年間の計画的なまちづくりがさらに求められています。

そこで、本市では、「名護市総合計画策定条例」に基づき、市民や団体・事業者等の多様な主体と協働した総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、第5次名護市総合計画を策定するものです。

つきましては、第5次名護市総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

8　答申

令和元年 11 月 18 日

名護市長　渡具知　武豊　殿

名護市総合計画審議会
（第５次名護市総合計画）
会長　　山里　　勝己

第５次名護市総合計画について（答申）

令和元年７月 23 日付け名企情第 216 号で諮問のありました「第５次名護市総合計画」について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得たので下記の意見を付してここに答申いたします。

記

本計画の策定にあたって、名護市は市民等のヒアリング、地区別ワークショップ（よってたかってゆんたく）や市民アンケートの実施など、名護市に関わる多くの人々の参加に重点を置いて進めてこられました。本計画の推進にあたっても行政や地域を超えた多様な担い手の参加が必要不可欠であり、そういった方々がまちづくりに参加しやすいより良い体制を整え、それぞれの立場で主体的に取り組み、協働による本計画の推進が図られるよう最大限努めていただくことを要望いたします。

また、本計画を着実に推進していくため、名護市においても全庁的な連携を密にし、施策分野及び組織を越えて横断的に取り組まれることを望みます。

更に、本計画のまちづくりのテーマとして「つなぎ、創る・しなやかな未来」を掲げており、本計画の推進にあたっては、これまでの名護市のまちづくりを受け継ぎながら、まちづくりの多様な主体、分野又は能力をつなぎ、協働するとともに、名護市を取り巻く社会潮流を踏まえ、名護市の独自性や個性といった根幹を維持しながらも、急速に変化する時代にしなやかに対応していただくことを望みます。

別添：第５次名護市総合計画

9　第５次名護市総合計画審議会委員名簿

	区分	氏名	役職名等	備考
1	会長	山里　勝己	名桜大学学長	学識経験者
2	副会長	金城　秀郎	名護市副市長	市職員
3	委員	大城　秀樹	名護市議会議長	市議会議員
4	委員	宮里　尚	名護市議会議員	市議会議員
5	委員	安藤　安則	沖縄工業高等専門学校校長	学識経験者
6	委員	名嘉　チエミ	名護市教育委員	団体役員等
7	委員	金城　哲成	名護市商工会長	団体役員等
8	委員	前田　裕子	名護市観光協会理事長	団体役員等
9	委員	西平　さと子	名護市婦人会長	団体役員等
10	委員	玉城　清市	区長会長	団体役員等
11	委員	知花　正也	沖縄県農業協同組合 北部地区本部長	団体役員等
12	委員	仲宗根　徹	北部建築設計協会長 （名護市建設関連４団体会長）	団体役員等
13	委員	稲嶺　盛嗣	北部地区医師会法人事務局長	団体役員等
14	委員	安里　政利	名護漁業協同組合長	団体役員等
15	委員	並里　玲子	北部看護学校長	団体役員等

10　第５次名護市総合計画策定ワーキングチーム名簿

	氏　名	所属部署
1	宮城　雅也	税務課
2	大城　優喜	企画情報課
3	宮里　琢也	企画情報課
4	島袋　ちえり	企画情報課
5	比嘉　拓郎	企画情報課
6	宮城　有沙	地域力推進課
7	宮城　拓也	地域力推進課
8	井ノ口　彰良	文化スポーツ振興課
9	荻堂　盛生	文化スポーツ振興課
10	仲里　幸一郎	羽地支所
11	宮城　良勝	屋部支所
12	岸本　久美子	屋部支所
13	平川　洋一郎	商工観光局観光班
14	岸本　隆司	商工観光局商工班
15	伊藤　真平	商工観光局観光班(八幡平市派遣職員)
16	照屋　宏樹	経済活性化金融特区推進室
17	松田　美里	子育て支援課
18	仲里　哲之	保育･幼稚園課
19	池間　正剛	生活支援課
20	平　学	生活支援課
21	玉城　智美	生活支援課
22	崎原　奈々子	生活支援課
23	川﨑　佑	国民健康保険課
24	金城　達憲	農林水産課
25	長山　佳司	都市計画課
26	饒波　茂人	建設土木課
27	前川　梓	建築住宅課
28	石田　あかね	下水道課
29	照屋　晃	水道施設課
30	玉城　利和	教育委員会総務課
31	糸数　幸司	学校教育課
32	比嘉　一塁	学校教育課
33	伊波　裕樹	教育施設課
34	坂口　竜也	教育施設課
35	下地　充	消防署

第 5 次名護市総合計画
つなぎ、創る・しなやかな未来

2020 年 3 月発行

発行　名護市
住所　〒905-8540
　　沖縄県名護市港一丁目 1 番 1 号
電話　0980-53-1212（代表）

つなぎ、創る・しなやかな未来